

西粟倉村立西粟倉小学校 いじめ問題対策基本方針

(令和3年2月 改定)

いじめに関する現状と課題

- 平成26年にいじめの定義が変わって以来いじめの認知件数は増えている。できないこと・遅くなること・間違うこと等に対して、きつい言い方で指摘や注意をしてしまいからかいも含め相手を傷つけてしまうような言動はどの学級でも見られる。また、大きな行事の後や長期休業日明けなどに、生活習慣の乱れや学習意欲の低下等から、友達関係のトラブルが起こりやすい現状がある。
- 生徒指導部会を中心にいじめ問題への対応や未然防止に取り組んでいるが、より強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげ積極的認知を行う必要がある。いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修のもといじめと向き合う学校づくりの充実に努めている。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめ問題対策委員会を生徒指導主事、教務主任、養護教諭、校長、教頭のメンバーで組織する。
 - 例年行っている「教育相談アンケート」に、いじめに関わる項目をきちんと位置づけて毎学期初めに調査し、早期発見や兆候の把握に努める。また、その結果を基に、校内研修やPTA研修講演会を実施していく。
 - 児童会活動を中心に、異学年集団の関係作りを進め、各学年の発達段階に応じた自己有用感や充足感、集団帰属感を味わわせることができる学校づくりに努める。
- ＜重点となる取組＞
- 児童会の取組に運動させ、「仲良し月間」を実施し、いじめをしない・許さない、トラブルを自分たちで解決する意欲と実践力を高める。
 - 情報モラルやSNS等でのいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
 - 学校評価の評価項目に位置づけ評価する。
 - 学校ホームページにいじめ問題対策基本方針の内容を掲載し、児童や保護者に伝える。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- 学校いじめ問題対策基本方針をホームページに掲載し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定する。
- 学校評議員やあいあい見守り隊の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談等の紹介のちらしを配布し、活用を促す。
- 児童の様子に気がかりなことがあれば、連絡帳や電話等を利用し保護者と担任間で早期に常に情報共有をしていく。

学 校

いじめ問題対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、いじめ事案への対応
- ＜対策委員会の開催時期＞
- 定期例会を各学期初めに1回
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- 直近の職員会議、校内研修、児童理解の時間
緊急の場合は、職員朝礼や職員終礼を開催
- ＜構成メンバー＞
- 校外 SC, SSW
 - 校内 校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、(担任)

全 教 職 員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞

- 教育委員会
 - 保護者支援のための専門スタッフ
SC, SSWの派遣、研修会講師の紹介
 - 合同コース会議
学校、村福祉、SC, SSWとの合同会議
- ＜学校側の窓口＞
- 教頭

＜連携機関名＞

- 美作警察署、青少年育成センター
- ＜連携の内容＞
- 非行防止教室の実施
 - 定期的な情報交換
- ＜学校側の窓口＞
- 生徒指導主事

学校が実施する取組

人間関係作り

- ① いじめの未然防止
- 道徳教育や学級集団づくりを充実させ、温かい人間関係作りの基礎とする。
 - 人権教育旬間の取組として、人権参観日や人権集会を実施し、保護者への啓発や懇談の中で学校や家庭での取組の交流を行う。
 - 事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し保管する。
 - いじめを自分のこととしてとらえ、不合理をきちんと訴える力を低学年から身につけさせる。

職員研修

- いじめを許さない学級指導、いじめを見逃さない学級経営等についての校内研修を行う。
- 月例の児童理解の時間を設定し、気になる児童の情報交流、共通理解を行う。
- いじめ問題や情報モラル教育についての教職員研修を行う。

児童会の取組

- あいさつタッチの活動を年間を通して行う。児童同士に限らず、教師や保護者、地域の人とのかかわりを深め、いじめを生まない風土作りとする。
- 異学年集団の活動を取り入れたり仲良し月間を設定したりすることで、良い言動を紹介しながら自己有用感や充足感、集団帰属感を児童一人一人に持たせる。

地域・家庭

- 保護者は地域・学校と連携し、いじめの未然防止・早期発見・解消に努める。

実態把握

- ② 早期発見
- 教育相談アンケートを各学期毎に行い、それをもとに教育相談の時間を持つ。
 - 毎日、連絡帳でのきらきらチェックを確認し、睡眠や食事等の変化があれば、児童や保護者に声かけをし、実態を把握する。
 - 日常的に児童を観察したり、アンケート等で早期に発見したりして、100%解消に取り組む。

相談体制の確立

- 児童に相談ポストの利用方法と担当者、SCの説明をし、いつでも悩み事を相談できる体制をつくる。

児童理解、情報交流

- 定期例会の児童理解の時間を月1回第4水曜日に持ち、全職員で気になる児童への目配り、声かけができるようにする。

保護者との連絡・交流

- 児童の気になる言動等について、いつでも連絡帳に書き合える関係作りやいじめのサインを見逃さないための啓発パンフレットの配布やSCの紹介等を行う。

いじめの状況の把握

- ③ いじめへの組織的対応の検討
- 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
 - 発達障害を含む障がいのある児童・国際結婚の保護者を持つ児童・1ターンで転入した児童等、学校として日常的に適切な支援と研修を行う。

いじめられた児童への支援

- いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

いじめた児童への指導

- いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせると、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるようとする。そして、いじめ行為が止んでから3か月は継続指導を行う。

